

◎イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律

(平成一九年六月二七日法律第一〇一号)

一、**提案理由** (平成一九年四月二四日・衆議院国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員会)

○塩崎国務大臣　ただいま議題となりましたイラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案について、その提案理由及びその内容を御説明いたします。

この法律案は、国家の速やかな再建を図るために行われているイラクの国民による自主的な努力を支援し、及び促進しようとする国際社会の取り組みに関し、我が国がこれに主体的かつ積極的に寄与するため、国際連合安全保障理事会決議第千四百八十三号及びこれに関連する決議を踏まえ、人道復興支援活動及び安全確保支援活動を引き続き行うこととし、もってイラクの国家の再建を通じて我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資することを目的として提出するものでございます。

以上が、この法律案の提案理由であります。

この法律案の内容は、現行法の期限を二年間延長し、施行の日から六年間とするものであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、**衆議院国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員長報告** (平成一九年五月一五日)

○浜田靖一君　ただいま議題となりました二法案につきまして、国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、内閣提出のイラク支援特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、イラク支援特別措置法に基づく措置を引き続き実施し、イラク国家の再建を通じて我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資するため、同法の期限を二年間延長しようとするものであり、三月三十日本院に提出されました。

…………… (略) ……………

両案は、四月二十四日の本会議において趣旨説明及び質疑が行われました。

本委員会におきましては、同日塩崎内閣官房長官及び提出者山口壯君から提案理由の説明を聴取した後、二十六日より質疑に入り、五月十四日質疑を終局いたしました。次いで、両案について討論を行い、採決いたしましたところ、原口一博君外四名提出の法律案は賛成少数をもって否決すべきものと議決し、内閣提出の法律案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付したことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成一九年五月一四日）

国際的にも、イラクからの撤退を求める議論が高まっている状況を踏まえ、政府は、イラク特措法の期限を二年延長するにあたり、以下の点に留意すること。

一 政府は、イラクの治安状況の変化に鑑み、イラクで活動を行う自衛隊員の安全確保義務を確実に果たすこと。

一 政府は、自衛隊の対応措置を継続するにあたり、その活動内容について、シビリアン・コントロールに資するよう、必要な情報開示を行うこと。

一 政府は、イラクの復興支援に関し、国際協調の枠組みを実現するよう、積極的な検討を行うこと。

一 政府は、イラク戦争開戦時にあるとされた大量破壊兵器が発見されなかったことを踏まえ、その上でイラク戦争を支持した当時の政府判断について検証を行うと共に、今後十分な情報収集・分析体制の強化に努めること。

一 政府は、航空自衛隊による対応措置について、イラクにおける事態の推移を注視しつつ、出口戦略につき、必要な検討を行うこと。

一 政府は、自衛隊の海外での活動にあたり、憲法の範囲内において、国連決議その他の適切な国際的な枠組みの下、わが国の主体的な判断と統制により行うこと。

三、参議院外交防衛委員長報告（平成一九年六月二〇日）

○田浦直君 外交防衛委員長の田浦直でございます。

議長のお許しをいただきましたので、ただいま議題となりましたイラク人道復興支援特措法改正案につきまして、外交防衛委員長として外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、イラク人道復興支援特措法に基づく人道復興支援活動及び安全確保支援活動を引き続き実施し、イラクの国家の再建を通じて我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資するため、同法の期限を二年間延長しようとするものであります。

委員会におきましては、塩崎内閣官房長官、久間防衛大臣及び麻生外務大臣に対し質疑を行いました。

質疑の主な内容は、イラクにおける自衛隊の活動の成果と今後の役割、特措法を二年間延長する理由、自衛隊撤収に向けての出口戦略、派遣自衛隊員の安全確保策、米国等による対イラク武力行使を我が国が支持した理由、陸上自衛隊情報保全隊によるイラク派遣に係る情報収集活動、イラクにおける治安情勢などありますが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑の終局を決定した後、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。